

高知県暴力団排除条例施行規則（案）について

平成23年2月11日
高知県警察本部刑事部
組織犯罪対策課

1 趣旨

この規則は、平成22年10月22日に高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「条例」といいます。）が公布され、平成23年4月1日から施行されることに伴い、条例の施行に関して必要な事項を定めようとするものです。

2 概要

条例第25条には、調査、勧告、公表等の義務違反者に対する措置を規定していますが、当該措置の手續について必要な事項を定めるものです。

3 施行期日

平成23年4月1日

公安委員会規則

高知県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成23年 月 日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第 号

高知県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の手續)

第2条 高知県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、条例第25条第1項の規定に基づき説明又は資料の提出を求めるときは、違反する行為をした疑いがあると認められる者その他関係者に対し、別記第1号様式による説明・資料提出要求書により通知しなければならない。この場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、その旨を通知するものとする。

2 条例第25条第1項の規定に基づき説明又は資料の提出を求められた者(以下「説明・資料提出者」という。)は、前項後段の規定により口頭による説明を求められた場合で資料の提出をしないときを除き、別記第2号様式による説明・資料提出書(当該提出を求められた資料を含む。以下この条において「説明・資料提出書」という。)を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、第1項の場合においては、説明・資料提出書の提出期限又は口頭による説明期日までに相当な期間を置くようにしなければならない

4 公安委員会は、説明・資料提出者が正当な理由がなく、提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明期日に出頭しなかったときは、条例第25条第1項の規定に基づく説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭による説明の聴取)

第3条 公安委員会は、前条第1項後段の規定により口頭による説明を求めたときは、高知県警察本部長(以下「本部長」という。)が指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

2 前条第1項後段の規定により口頭による説明を求められた者(第4項において「口頭説明者」という。)は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、別記第3号様式による説明日時等変更申出書により当該説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定に基づく申出により、又は職権で、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定に基づき口頭による説明の日時若しくは場所の変更をするとき又は第2項の規定に基づく申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしないときは、口頭説明者に対し、速やかにその旨を別記第4号様式による説明日時等決定通知書により通知しなければならない。

(勧告の方法)

第4条 条例第25条第2項の規定に基づく勧告は、別記第5号様式による勧告書によりするものとする。

(公表の方法等)

第5条 条例第25条第3項の規定に基づく公表は、次に掲げる事項を高知県公報に登載してするものとする。

(1) 説明若しくは資料の提出を拒み、又は勧告に従わなかった者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 公表の原因となった事実

2 公安委員会は、前項各号に掲げる事項を高知県警察本部のホームページ及び公安委員会のホームページに掲載することができる。

(意見を述べる機会の付与の手続)

第6条 公安委員会は、条例第25条第4項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該公表の対象となる者(以下「公表対象者」という。)に対し、別記第6号様式による意見の聴取通知書により通知しなければならない。この場合において、口頭による意見の聴取を行うことが適当であると認めるときは、その旨を通知するものとする。

2 条例第25条第4項の規定により意見を述べようとする者は、前項後段の規定により口頭による意見の聴取を認められたときを除き、別記第7号様式による意見書(以下この条において「意見書」という。)を公安委員会に提出しなければならない。

3 公表対象者は、条例第25条第4項の規定により意見を述べるときは、証拠資料を公安委員会に提出することができる。

4 公安委員会は、第1項の場合においては、意見書の提出期限又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間を置くようにしなければならない

5 公安委員会は、公表対象者が正当な理由がなく、提出期限までに意見書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しなかったときは、条例第25条第4項の規定による意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

第7条 公安委員会は、前条第1項後段の規定により口頭による意見の聴取を認めたときは、本部長が指定する警察職員に当該

意見の聴取をさせることができる。

- 2 前条第1項後段の規定により口頭による意見の聴取を認められた者（第4項において「口頭意見者」という。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、別記第8号様式による意見の聴取日時等変更申出書により当該意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定に基づく申出により、又は職権で、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定に基づき口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をするとき又は第2項の規定に基づく申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしないときは、口頭意見者に対し、速やかにその旨を別記第9号様式による意見の聴取日時等決定通知書により通知しなければならない。

（代理人の選任）

第8条 説明・資料提出者又は公表対象者は、代理人を選任することができる。

- 2 前項の代理人は、各自、説明・資料提出者又は公表対象者のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。
- 3 説明・資料提出者又は公表対象者は、第1項の規定に基づき代理人を選任するときは、別記第10号様式による代理人選任届出書により公安委員会に届け出なければならない。
- 4 説明・資料提出者又は公表対象者は、第1項の規定に基づき選任した代理人がその資格を失ったときは、直ちに別記第11号様式による代理人資格喪失届出書により公安委員会に届け出なければならない。

（委任）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

説明・資料提出要求書	
第 号 年 月 日	
様	
高知県公安委員会 印	
高知県暴力団排除条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。	
1 要求内容	
説明又は資料の提出を求める理由	
求める説明又は資料の内容	
2 説明の方法	
書面（説明・資料提出書）の提出	
提出期限	年 月 日まで
提出先	
資料の提出の要否	要 否
口頭による説明	
説明の日時	年 月 日 時 分から
説明の場所	
資料の提出の要否	要 否
注 説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりとします。	

備考 該当するものの 内にㄥ点を付ける。

(裏面)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 説明・資料提出書（別記第2号様式）は、あなたの住所及び氏名、この説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記入して、提出期限までに提出先に提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書（別記第2号様式）を提出する必要はありません。
- 2 正当な理由がなく提出期限までに説明・資料提出書（別記第2号様式）の提出がないとき（口頭による説明の場合は、説明の日時に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 3 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、高知県暴力団排除条例第25条第3項の規定に基づき、当該事実その他の必要な事項を公表することがあります。
- 4 口頭による説明を求められた場合であなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、高知県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（別記第3号様式）により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任することができますので、説明・資料提出要求書（別記第2号様式）の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続を委任する旨を明示した代理人選任届出書（別記第10号様式）を高知県公安委員会に提出してください。
なお、選任した代理人がその資格を失ったときは、直ちに代理人資格喪失届出書（別記第11号様式）を高知県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭による説明の日時に出頭するときは、この説明・資料提出要求書を持参してください。

第2号様式（第2条関係）

説明・資料提出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所

氏名

⑩

（法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県暴力団排除条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	第	号	年	月	日
説明又は提出資料の内容					
備考					

注 すべてを記入することができないときは、別様に記載して添えてください。

第3号様式（第3条関係）

説明日時等変更申出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所

氏名

㊞

（法人その他の団体の場合は、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県暴力団排除条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の番号及び日付			第	号	年	月	日
申出事項			日時の変更	場所の変更	日時及び場所の変更		
申出内容	変更前	日時	年	月	日	時	分から
		場所					
	変更後	日時	年	月	日	時	分から
		場所					
変更申出の理由							

注 該当するものの 内にㇿ点を付けてください。

第4号様式（第3条関係）

説明日時等決定通知書

第 号
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

口頭による説明の日時及び場所について次のとおり決定しましたので、高知県暴力団排除条例施行規則第3条第4項の規定により通知します。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付		第 号	年 月 日
変更決定	変更事項		日時の変更 場所の変更 日時及び場所の変更
	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
場所			
不変更決定	変更をしなかった理由		

備考 該当するものの 内に△点を付ける。

第5号様式（第4条関係）

勧告書

第 号
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

高知県暴力団排除条例第25条第2項の規定に基づき、次のとおり勧告します。

勧告の内容	
勧告の原因となった事実	
違反する行為の該当条項	高知県暴力団排除条例第 条第 項

注 正当な理由がなくこの勧告に従わなかったときは、高知県暴力団排除条例第25条第3項の規定に基づき、当該事実その他の必要な事項を公表することがあります。

第6号様式（第6条関係）

意見の聴取通知書

第 号
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

高知県暴力団排除条例第25条第4項の規定により次のとおり意見の聴取をしますの
で、高知県暴力団排除条例施行規則第6条第1項の規定により通知します。

1 公表に係る内容

公表をしようとする内容	
公表の原因としている事実	
違反する行為の該当条項	高知県暴力団排除条例第 条第 項

2 意見の聴取の方法

書面（意見書）の提出

提出期限	年 月 日まで
提出先	

口頭による意見の聴取

意見の聴取の日時	年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所	

注 意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりとします。

備考 該当するものの 内にし点を付ける。

(裏面)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 意見書（別記第7号様式）は、あなたの住所及び氏名、この意見の聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因としている事実その他当該事実の内容についての意見を記入して、提出期限までに提出先に提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われるときは、意見書（別記第7号様式）を提出する必要はありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を高知県公安委員会に提出することができます。
- 3 正当な理由がなく提出期限までに意見書（別記第7号様式）の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、意見の聴取の日時に出席しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、高知県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（別記第8号様式）により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任することができますので、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続を委任する旨を明示した代理人選任届出書（別記第10号様式）を高知県公安委員会に提出してください。
なお、選任した代理人がその資格を失ったときは、直ちに代理人資格喪失届出書（別記第11号様式）を高知県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭による意見の聴取の日時に出席するときは、この意見の聴取通知書を持参してください。

第7号様式（第6条関係）

意見書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所

氏名

印

（法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県暴力団排除条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取通知書の 番号及び日付	第 号	年 月 日
公表の原因としてい る事実その他当該事 実の内容についての 意見		
備考		

注 すべてを記入することができないときは、別様に記載して添えてください。

第 8 号様式（第 7 条関係）

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所

氏名

印

（法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県暴力団排除条例施行規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取通知書の 番号及び日付			第	号	年	月	日
申出事項			日時の変更	場所の変更	日時及び場所の変更		
申出 内容	変更前	日時	年 月 日			時	分から
		場所					
	変更後	日時	年 月 日			時	分から
		場所					
変更申出の理由							

注 該当するものの 内にㇿ点を付けてください。

第9号様式（第7条関係）

意見の聴取日時等決定通知書

第 号
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

口頭による意見の聴取の日時及び場所について次のとおり決定しましたので、高知県暴力団排除条例施行規則第7条第4項の規定により通知します。

意見の聴取通知書の番号 及び日付		第 号	年 月 日
変更決定	変更事項		日時の変更 場所の変更 日時及び場所の変更
	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
場所			
不変更決定	変更をしなかった理由		

備考 該当するものの 内にㇿ点を付ける。

第10号様式（第8条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所

氏名

印

（法人その他の団体の場合は、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県暴力団排除条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、次の者を代理人として選任し、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

委任する項目	説明	資料の提出	意見の聴取
説明・資料提出要求書又は意見の聴取通知書の番号及び日付	第	号	年 月 日
代理人	住所		
	氏名		
代理人との関係			

注 該当するものの 内に△点を付けてください。

第11号様式（第8条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所

氏名

㊟

（法人その他の団体の場合は、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

次の代理人は、その資格を失いましたので、高知県暴力団排除条例施行規則第8条
第4項の規定により届け出ます。

委任していた項目	説明	資料の提出	意見の聴取
説明・資料提出要求書又は意見の聴取通知書の番号及び日付	第	号	年 月 日
代理人	住所		
	氏名		

注 該当するものの 内にㄥ点を付けてください。